

2025 年度

電源の統合コスト低減に向けた電力システムの柔軟性確保・最適化
のための技術開発事業（日本版コネクト&マネージ 2.0）

研究開発項目 1 DER 等を活用したフレキシビリティ技術開発

公募要領

2025 年 4 月 1 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

再生可能エネルギー部

【受付期間】

2025年4月1日(火)～2025年5月9日(金) 正午 アップロード完了

【提出先および提出方法】

- Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類（「4. 提出書類の提出 (4) 提出書類」）のアップロードを行ってください。

<Web 入力フォーム>

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/82tvic354lqm>

- 他の提出方法（持参・郵送・FAX・E-mail等）は受け付けません。
- 提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。
- 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- アップロードするファイルは、全てPDF形式ですが、一つのzipファイルにまとめるなど、公募要領の指示に従ってください。なお、各ファイルにはパスワードは付けないでください。

【留意事項】

- 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。
- 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、予めご了承ください。
- 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

目次

1. 件名	3
2. 事業内容及び公募対象	3
(1) 概要	3
(2) 公募で対象とする DER フレキシビリティのユースケース	4
(3) 事業期間	6
(4) 事業規模	6
3. 応募要件	6
4. 実施要件	7
5. 提出期限及び提出方法等	7
(1) 提出期限	7
(2) 提出先	7
(3) 提出方法	7
(4) 提出書類	9
(5) 提出にあたっての留意事項	9
(6) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) への登録手続き	9
6. 採択先の選定	10
(1) 審査方法	10
(2) 審査基準	10
(3) 採択先の公表及び通知	11
(4) スケジュール	11
7. 説明会の開催	12
8. 問い合わせ先	12
9. NEDO 事業に関する業務改善アンケート	12
10. 関連資料	12
11. その他重要事項・留意事項	13
◆応募にあたっての留意事項	13
(1) 提出書類の留意事項	13
(2) 契約等に係る情報の公表・開示	13
(3) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除	14
(4) 「国民との科学・技術対話」への対応	15
(5) EBPM に関する取組への協力について	15
(6) 提出書類の情報の取り扱い	15
◆事業運営及び実施に係る各種手続き	16
(1) 事業運営	16
(2) 採択後の各種事務手続き	16
(3) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動	17
(4) RA (リサーチアシスタント) 等の雇用	17
(5) 追跡調査・評価	17
(6) 研究開発計画の見直しや中止	17
(7) 事業化計画書の変更	17
◆法令遵守、研究不正への対応	17
(1) 安全保障貿易管理 (海外への技術漏洩への対処)	17
(2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点	18
(3) 研究不正への対応	19

2025年度「電源の統合コスト低減に向けた電力システムの柔軟性確保・最適化のための技術開発事業
(日本版コネクと&マネージ2.0) / 研究開発項目1 DER等を活用したフレキシビリティ技術開発」
に係る公募について
(2025年4月1日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)は、2024年度から2028年度まで「電源の統合コスト低減に向けた電力システムの柔軟性確保・最適化のための技術開発事業(日本版コネクと&マネージ2.0)」を実施する予定です。このプロジェクトの「研究開発項目1 DER等を活用したフレキシビリティ技術開発」への2025年度からの参加を希望される方は、本公募要領に従いご応募ください。

本プロジェクトは、2025年度の政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や予算規模、採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

1. 件名

「電源の統合コスト低減に向けた電力システムの柔軟性確保・最適化のための技術開発事業(日本版コネクと&マネージ2.0) / 研究開発項目1 DER等を活用したフレキシビリティ技術開発」

2. 事業内容及び公募対象

(1) 概要

詳細は「基本計画」及び「2025年度実施方針」を参照してください。

● 背景

「第6次エネルギー基本計画」で示された「再生可能エネルギーの主力電源化」の実現のためには、特に時間と費用がかかる「系統制約の克服」が重要である。このため、既存送変電設備を最大限活用する「日本版コネクと&マネージ」が進められてきた。しかしながら、これらは電源の出力制御(抑制)を前提としており、将来的に再エネがさらに増加した場合においても、電源の出力制御量の低減を含め、引き続き社会的便益(3E)の確保に努めていくことが課題である。また、出力制御量の増加は、新規の太陽光・風力発電事業者等にとっては事業の不確実性を高める要因にもなり得る。このため、その次の取組みとして、蓄電池やヒートポンプなどの分散型エネルギーリソース(DER)をフレキシビリティ(Δ kW、kWh、電圧調整など)として有効活用し、系統混雑時等に需要をシフトあるいは創出等を行うことで、電源の出力制御量の低減等に貢献することが可能なシステムの開発が期待されている。

● 目的

DERフレキシビリティは、「電力系統の混雑緩和のための分散型エネルギーリソース制御技術開発(FLEX DER)」事業で対象としてきた配電用変電所の混雑だけでなく、ローカル系統等の混雑に対しても有効となり得る。また、DERを系統運用と連携し全体最適を図りながら活用していく上では、DERの Δ kWとkWhを同時かつ確実に確保する仕組みが中長期的には必要となる。さらに、広域的な運用容量(同期安定性や周波数等)の制約により再エネの連系制約が今後顕在化するリスクのある地域間連系線も含め、平常時のみならず事故時に系統用蓄電池等のDER等を制御することにより、再エネの有効活用とともに系統運用の高度化や系統増強の延伸・代替等の効果も期待される。

そこで、本事業では、S+3Eを前提とした系統制約の克服を行うための取組みとして、これまでに無い新たなDER等の活用を検討することを目的として実施する。

● 事業内容

既存の制度や日本版コネクと&マネージとの整合も図りながら、再エネの有効活用を図り社会的便益を向上させるためのDER等の制御システムのロジック構築及び基盤技術の開発を行う。

【最終目標】(2028年度末)

実証試験等を通じて、平常時の混雑緩和や出力制御量の低減ないし事故時の安定度確保等に資する新たな分散型エネルギーリソース（DER）等の活用手法の基盤技術及びシステムの標準仕様を確立する。

【中間目標】（2026年度初頭）

平常時の混雑緩和や出力制御量の低減ないし事故時の安定度確保等に資する新たな DER 等の活用手法・ユースケースを整理し、実証試験での検証項目を絞り込む。また、実証試験において必要となる設備・システム等の設計・構築を 2026 年度末時点で完了する見通しを得る。

(2) 公募で対象とする DER フレキシビリティのユースケース

本公募においては、未だ検討に至っていない、以下の新たな DER フレキシビリティのユースケースを対象とします。

- ① 「電力システムの混雑緩和のための分散型エネルギーリソース制御技術開発（FLEX DER プロジェクト）」を踏まえつつ、DER の ΔkW と kWh を同時かつ確実に確保し、需給・系統運用と連携し全体最適を図りながら活用するケース

(実施内容)

FLEX DER プロジェクトを踏まえ、再エネの出力制御を回避しつつ配電システムの混雑緩和を可能とする DER フレキシビリティシステム（図 1）の実用化に向けて、DER の応動性（応動速度・精度）の整理を含め、表 1 に示すような新たに抽出された技術的な残課題の解消のための取組みを行う。

また、需給バランス等の維持と系統混雑緩和の両立に向けた「上位/下位連携」の課題に対しては、次期中給システム等の処理能力を補填するものとして、基幹系統（一部 154kV 含む）下位における DER の ΔkW と kWh を同時かつ確実に確保し、その情報と運用を連携させる機能（以降、当該機能）を実現するための企画構想を行い、その適用効果や実現性を検証するとともに、実証試験に必要な設備・システム仕様の要件定義を実施する。当該機能を具備したシステムの要件定義にあたっては、DER 情報の集約方法・モデル化の基礎検討を行う。

(期待されるアウトカム)

- ✓ 次期中給システムや現在議論の進む同時市場との連携を通じ、高い需給制約への対策効果（需給コストの削減効果、再エネ抑制量削減効果）と系統制約への対策効果（系統増強コストの削減効果）が得られる。
- ✓ DER の ΔkW と kWh を同時かつ確実に確保できることにより、再給電費用や調達費用の削減、アワー切れなどによる供給力不足の懸念が解消される。
など

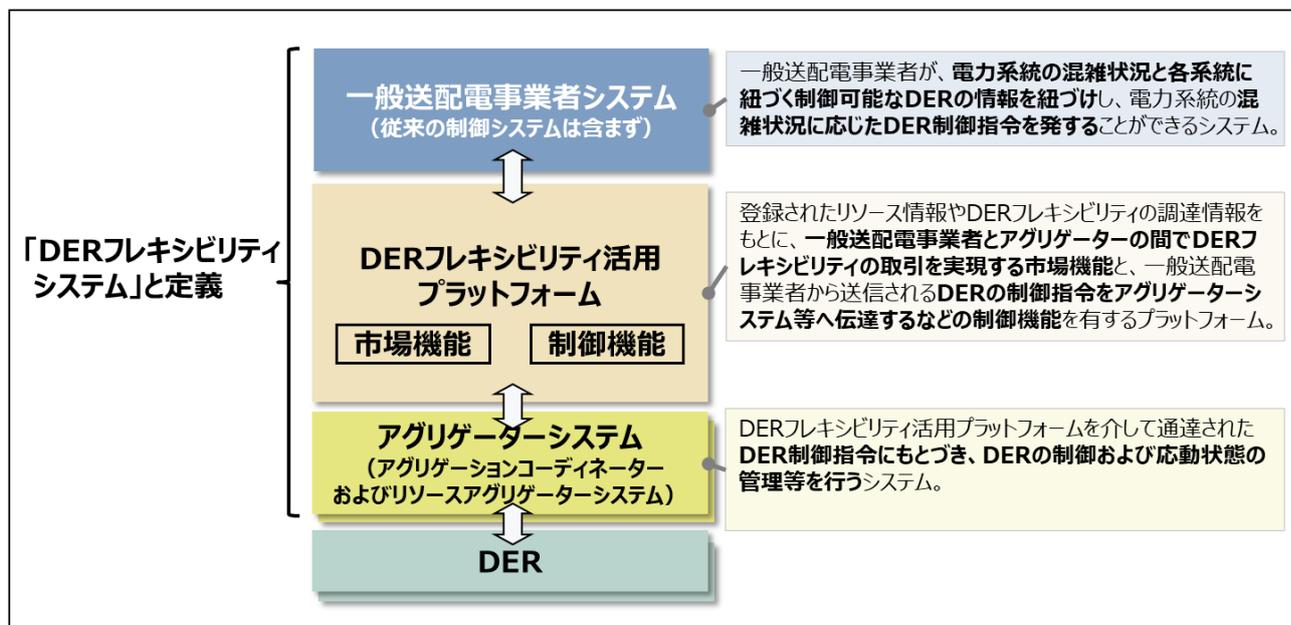


図 1 DER フレキシビリティシステムの概要

表 1 FLEX DER プロジェクトで抽出された課題の例

項目	課題の概要
系統混雑予測	短期の潮流予測手法の精度向上（系統毎の条件差異、地域特性に応じた予測の検討含む）
	予測誤差や DER の応動性（応動速度・精度）を踏まえた募集量（マージン設定等）と調達コストの考え方の整理
フレキシビリティ運用	予測精度を踏まえたフレキシビリティの運用方法の確立（指令の発出方法を含む）
	フレキシビリティの発動をリリースした場合のリソースの運用条件の設定
セーフティネット ¹	一般送配電事業者システム（指令機能）とセーフティネットの連携方法の確立
	セーフティネットの実装方法の検討（ハード・ソフト）および運用方法/発動条件等の検討
上位/下位連携	需給調整と系統混雑緩和の両立に向けた情報連携技術およびフレキシビリティ運用技術の確立
プラットフォーム	地図上への募集エリアの提示方法の検討、アグリゲーターにとってアクセスしやすい情報開示方法の確立
	系統切替情報を踏まえた指令方法の確立
	プラットフォームにおいて清算を実施する場合の仕組みや計量データ連携方法等の確立
DER 運用高度化	アグリゲーターによる各種リソースごとでのマルチユース制御の高度化検討など

¹ セーフティネット：本事業では、調達した DER の不応動等の予期せぬ事象が発生した場合においても設備の損傷やリレーの不要動作を防止する仕組みのことを指す。

- ② 同期安定性や周波数等の制約を解消し、再エネの有効活用とともに系統運用の高度化や系統増強の延伸・代替等を図るために DER 等を制御するケース

(実施内容)

系統用蓄電池や、背後が交流系統ではない高圧直流送電 (HVDC) 設備等を活用した、地内交流系統の系統安定性の維持のための新たなシステムに関する概念検証を実施する。その際、電力系統安定度維持システムを含めた、既存技術に対する優位性も具体化する。

(期待されるアウトカム)

- ✓ 系統制約が生じている既存の交流系統で、系統増強よりも早期に送電容量を増やすことが可能となる、あるいは増強の繰延が可能となる。
- ✓ 系統安定性確保のための同期発電機の遮断などを減らせる、あるいは過負荷除去のための時間的余裕を持たせることができ、系統運用が行いやすくなる可能性がある。
- ✓ DER を活用する事業者にとっては、既存市場や既存の相対契約 (平時の kWh 及び Δ kW) 以外での価値が生まれる。

(3) 事業期間

研究開発期間は、2025 年度から 2026 年度までの最長 2 年間とします。提案書は 2 年間の計画で作成してください。

(4) 事業規模

2025 年度については、「電源の統合コスト低減に向けた電力システムの柔軟性確保・最適化のための技術開発事業 (日本版コネクト&マネージ 2.0) / 研究開発項目 1 DER 等を活用したフレキシビリティ技術開発」の新たな DER フレキシビリティのユースケースの検討に要する経費となる約 1,100 百万円以内 / 件 (2025 年度) を目安とします。ただし、事業規模は変動する可能性があります。

3. 応募要件

応募資格のある法人は、次の(1)～(7)までの条件、「基本計画」及び「2025 年度実施方針」に示された条件を満たし、上記ユースケースのいずれか又は両方の検討が実施できる、単独又は複数で受託を希望する企業・大学等とします。なお、国立研究開発法人が応募する場合、国立研究開発法人から民間企業への再委託又は共同実施 (再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。) は、原則認めておりませんのでご注意ください。

- (1) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要となる組織、人員等を有していること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有し、かつ、情報管理体制等を有していること。
- (3) NEDO がプロジェクトを推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 企業等がプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- (5) 研究組合、公益法人等が応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (6) 複数の企業等が共同してプロジェクトに応募する場合は、実用化・事業化に向けた各企業等間の責任と役割が明確化されていること。また、本事業の趣旨に鑑み、電気事業法第二条第 1 項九で定める一般送配電事業者との連携 (共同提案又は事業内で開催する委員会での委員等としての

参加)を前提とすること。

- (7) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等(大学、研究機関を含む)の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により実施することができる。

※研究開発項目1の目標に対する「研究開発」(業務委託契約)の全体提案を募集し、部分提案や「調査」(調査委託契約)は認めません。

4. 実施要件

本事業は、採択後、業務委託契約を締結します。業務委託契約の締結にあたっては、最新の「業務委託契約約款」を適用します。その他必要に応じて、特別約款の適用を求める場合があります。また委託業務の事務処理においては、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。

事業の実施にあたっては、該当する約款及びマニュアルを遵守いただくことが要件となります。

【参考】委託事業の手続き：約款・様式

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

委託事業の手続き：マニュアル

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

5. 提出期限及び提出方法等

本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX又はE-mailによる提出は受け付けません。ただし、NEDOから別途指示があった場合は、この限りではありません。

(1) 提出期限

2025年5月9日(金) 正午アップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトでお知らせいたします。

なお、NEDO公式SNSをフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせをSNSで確認できます。

是非フォローいただき、ご活用ください。

【参考】NEDO公式SNS

<https://www.NEDO.go.jp/NED0mail/index.html>

(2) 提出先

Web 入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/82tvic354lqm>

(3) 提出方法

(2)提出先のWeb 入力フォームで以下の1.~20.を入力いただき、21.22.をアップロードしてください。21.にアップロードするファイルは、**PDF形式で1ファイルのみ**、22.でアップロードするファイルは**提出書類毎(全てPDF形式)に作成し、一つのzipファイル**にまとめてください。なお、アップロードするファイル(PDF、zip等)には**パスワードは付けない**でください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、再度、**全資料を再提出**してください。

提出された提案書を受理した際には代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

■入力項目

1. 提案名 (※)
2. 提案方式(全体提案のみ)
3. 該当するユースケース
4. 代表法人番号 (13桁)
5. 代表法人名称
6. 代表法人連絡担当者氏名
7. 代表法人連絡担当者職名
8. 代表法人連絡担当者所属部署
9. 代表法人連絡担当者所属住所
10. 代表法人連絡担当者電話番号
11. 代表法人連絡担当者E-mail アドレス
12. 研究開発の概要 (1000文字以内)
13. 技術的ポイント (※)
14. 代表法人研究開発責任者 (※)
15. 共同提案法人名及び研究開発責任者名 (複数の場合は、列記) (※)
16. 利害関係者 (※)
17. 実施体制 (担当する法人名を入力)
18. 実施期間 (提案する研究期間を記載。)
19. 提案額 (提案総額を入力。)
20. 初回の申請受付番号 (再提出の場合のみ)
21. 提出書類 (提案書) ((4) 提出書類のうち提案書を PDF 形式にしてアップロード)
22. 提出書類 (その他) ((4) 提出書類のうち提案書以外をアップロード)

※利害関係の確認について

- NEDO は、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDO は利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。NEDO から提案名、技術的ポイント、代表法人研究開発責任者、共同提案法人名及び研究開発責任者名を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- また、NEDO が採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、利害関係者の欄に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、ご協力をお願いいたします。
- 提案者が大学や公的研究機関の場合は、研究開発責任者 (本提案における事業者の研究開発の代表者) について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例：〇〇株式会社

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 教授 〇〇 〇〇

〇〇大学院〇〇研究科〇〇専攻 教授 〇〇 〇〇
〇〇研究所 〇〇部門 部門長 〇〇 〇〇

(4) 提出書類

詳細は「提出書類チェックシート」を参照してください。

- ・ 提出書類チェックシート（チェックが完了したファイル）
- ・ 提案書（別添 1）
- ・ 研究開発成果の事業化計画書（別添 2）
- ・ 企業情報（別添 3）
- ・ 研究開発統括責任者候補及び研究開発責任者の研究経歴書、並びに若手研究者（40 歳以下）数の記入について（詳細は別添 4）
- ・ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は別添 5）
- ・ NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（詳細は別添 6）
- ・ e-Rad 応募内容提案書（詳細は後述の(6)）
- ・ 直近の事業報告書及び財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書（製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書を含む）（3 年分）、株主（社員）資本等変動計算書）（※）
- ・ NEDO が提示した契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、標準契約書を指します）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書
- ・ 当該提案内容に関して、国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等が連携している、若しくは関心を示していることを表す資料

（※）「株主（社員）資本等変動計算書」については、会社法で定める株式会社、合同会社、合資会社及び合名会社に該当する場合にのみ提出ください。なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出や代表者面談を求める場合があります。

(5) 提出にあたっての留意事項

- ・ 提出書類は日本語で作成してください。
- ・ 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提出書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。（受付番号の表示は受理完了とは別です。）
- ・ 入力・アップロード等の操作途中で提出期限になり完了できなかった場合、受け付けません。
- ・ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・ 「3. 応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ・ 提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- ・ 受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・ 無効となった提出書類は、NEDO で破棄させていただきます。

(6) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録手続き

応募に際し、併せて府省共通研究開発管理システム（e-Rad）へ応募内容提案書を申請することが必要です。e-Rad の使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。所属機関の登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。

共同提案の場合には、代表となる事業者がまとめて登録を行ってください。この場合、その他の提案者についても研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。その他、入力にあたっては、以下リンクの「NEDO 事業への応募の際の e-Rad の手続きについて」の情報をご確認ください。

e-Rad ポータルサイト上で応募情報を入力の上、「応募内容提案書」の PDF ファイルをダウンロードしてください。本ファイルが NEDO への提出書類として必要になります。

その他 e-Rad については、e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

【参考】NEDO 事業への応募の際の e-Rad の手続きについて

https://www.nedo.go.jp/koubo/201121_1_201121_1.html

e-Rad ポータルサイト

6. 採択先の選定

(1) 審査方法

外部有識者による採択審査委員会と NEDO 内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。

契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、採択先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

(2) 審査基準

a. 採択審査の基準

i. 事業の適合性

- ・提案内容が「公募で対象とする DER フレキシビリティのユースケース」に該当しているか
- ・提案内容が基本計画の目的、目標に合致しているか（不必要な部分はないか）

ii. 開発の優位性

- ・提案された方法に新規性があり、技術的に優れているか

iii. 計画の妥当性

- ・達成目標が明確で、提案内容・研究計画は実現可能か（技術的可能性、計画、目標の妥当性等）
- ・事業終了後の活動や企業化を見据えた効率的・効果的な開発スケジュールか
- ・共同提案の場合、各者の提案が相互補完的であるか

iv. 実施体制・能力

- ・応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか（関連分野の開発等の実績、再委託予定先等を含めた実施体制、優秀な研究者等の参加等）

v. 提案の経済性

- ・予算の範囲内で必要最低限の経費が計上されているか
- ・他事業との重複なく妥当な予算規模か 等

vi. アウトカムの妥当性

- ・応募者が当該研究開発を行うことにより国民生活や経済社会への波及効果は期待できるか（企業の場合、成果の実用化・事業化が見込まれるか。大学や公的研究開発機関等で、自らが実用化・事業化を行わない場合には、どの様な形で製品・サービスが実用化・事業化されることを想定しているか。実用化・事業化に向け、並行して行われるべき知財・標準化の検討は十分か。等）
- ・事業化のターゲットが明確で、事業化計画が具体的かつ実行性があるか、アウトカムの見通しに実現性があるか

vii. 総合評価

なお、採択審査にあたり、以下の要素で加点を行います。

- ・女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世

代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点します。

- ・若手研究者(40歳以下)が研究開発責任者もしくは主要研究者として実施体制に含まれ、当該研究者の実績や将来性等を加味した提案になっている場合に加点します。

b. 契約・助成審査委員会の選考基準

次の基準により委託予定先を選考するものとする。

- i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
 - 1. 開発等の目標がNEDOの意図と合致していること。
 - 2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
 - 3. 開発等の経済性が優れていること。
- ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
 - 1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
 - 2. 当該開発等の行う体制が整っていること。
(再委託予定先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にNEDOの指定する相手国の研究開発支援機関の支援を受けようとしている(または既に受けている)場合はその妥当性が確認できること。)
 - 3. 当該開発等に必要な設備を有していること。
 - 4. 経営基盤が確立していること。
 - 5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
 - 6. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

なお、委託予定先の選考に当たってNEDOは、以下の点を考慮します。

- 1. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
- 2. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
- 3. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

(3) 採択先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件に関しては、実施者名(再委託先・共同実施先含む)、事業概要をNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 採択審査委員の氏名の公表について

採択審査委員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件(予算や体制の変更、経費の支払方法の変更等)を付す場合があります。

(4) スケジュール

2025年4月1日(火)	:	公募開始
4月7日(月)	:	公募説明会(オンライン: Cisco WebEx Meetings)
5月9日(金)	:	公募締切
5月下旬		
~6月上旬(予定)	:	採択審査委員会(外部有識者による審査)
6月上中旬(予定)	:	契約・助成審査委員会
6月中下旬(予定)	:	採択先決定

7月下旬（予定）：公表（プレスリリース）
8月ごろ（予定）：契約

7. 説明会の開催

下記のとおり説明会を開催し、当該委託業務及び提案公募に係る内容、契約に係る手続き、提案書類等を説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。出席希望の企業等は、所属機関名、出席者氏名、出席者の連絡先（TEL及びE-mailアドレス）を2025年4月4日（金）正午（日本時間）までに以下の申込先 URL からご登録ください。

日時： 2025年4月7日（月）14時00分～15時00分
会場： Cisco WebEx Meetings によるオンライン開催
申込先： https://app23.infoc.nedo.go.jp/evt/events/r368stak9k66/event_data/new

8. 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、2025年5月9日（金）正午（日本時間）までの間に限り以下の問い合わせ先のE-mailで受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
再生可能エネルギー部 小笠原、知念
E-mail: powergrid@nedo.go.jp

9. NEDO 事業に関する業務改善アンケート

NEDOでは、NEDO事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO 事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本プロジェクトに限りません。

https://www.NEDO.go.jp/shortcut_jigyuu.html

10. 関連資料

基本計画

2025年度実施方針

別添1：提案書（作成上の注意、表紙、本文）

別添2：研究開発成果の事業化計画書

別添3：企業情報

別添4：研究開発統括責任者候補及び研究開発責任者の研究経歴書、並びに若手研究者（40歳以下）数の記入について

別添5：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について

別添6：情報管理体制等の確認票

別添7：契約に係る情報の公表について

業務委託契約書（案）及び業務委託契約約款

（本公募用に特別に掲載しない場合は、「業務委託契約標準契約書」を指します）

11. その他重要事項・留意事項

◆応募にあたっての留意事項

(1) 提出書類の留意事項

①研究経歴書の提出

提案書の一部として研究経歴書を提出いただきます。様式は別添資料をご参照ください。

研究開発全体を統括する「研究開発統括責任者候補」の研究経歴書（共同提案の場合のみ）と、各提案者の研究開発の責任者となる「研究開発責任者」の研究経歴書を提出していただきます。研究開発責任者は、契約後の委託業務においては、事務処理マニュアル中に記載の「業務管理者」を想定しています。

【参考】研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、e-Rad とも連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用することもできます。researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap への登録も併せてご検討ください。（researchmap は、NEDO が運用するシステムではありません。）

②ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は別添5）

提案書の実施体制に記載される採択先について、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況を記載していただきます。

③NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（詳細は別添6）

提案書の実施体制に記載する全ての提案者（再委託等は除く。）において、プロジェクトを遂行する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報（機微情報）に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、提案時又は契約締結時に予定する関係規程の整備や機微情報を取扱う者の体制の構築等についての確認票を提出していただきます。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、採択後の契約締結時までに対応する必要があります。（仮に、契約締結時まで未対応の場合には応募要件を満たさなかったものとして不採択扱いとなります。）

(2) 契約等に係る情報の公表・開示

委託事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）や「NEDOにおける随意契約情報の公表に関する運用指針」に基づき、採択決定後、NEDOとの関係や契約に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがありますので、あらかじめご了承ください。詳細は、以下ウェブサイトをご覧ください。

また、委託事業・助成事業ともに外部からの問い合わせに応じて、契約額や交付決定額を開示する場合があります。

【参考】契約に係る情報の公表について

<https://www.nedo.go.jp/content/100431960.pdf>

随意契約に関する事項

https://www.nedo.go.jp/nyusatsu/zuiikeiyaku_top.html

(3) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

「不合理な重複」(注1)、又は「過度の集中」(注2)が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

(注1)

同一の研究者による同一の研究課題(競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の競争的研究費その他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの(※。))が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

○既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

○複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

○その他これらに準ずる場合

(※) 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

(注2)

同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

○当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合

○不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

○その他これらに準ずる場合

(※) 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

①現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況や、現在の全ての所属機関・役職に関する情報について応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取り消し又は減額配分とすることがあります。

②提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、他の配分機関や関係府省間で情報が共有されることがありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。

③共通システムを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課(独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。)間で共有します。応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取り消し又は減額配分を行います。

④研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取り消し又は減額配分とすることがあります。また、当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

⑤各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)

を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を必要に応じて照会を行うことがあります。

- ⑥今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願いいたします。ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省又はNEDOから照会を行うことがあります。

【参考】競争的資金研究費の適正な執行に関する指針

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf

(4) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業の実施にあたっては、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下「国民との科学・技術対話」という。）に関する講演、成果展示、情報発信等の経費の計上が可能です。

本事業において、「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

【参考】「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(5) EBPMに関する取組への協力について

EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）（※）の取組を政府として推進すべく、提案時から事業終了時まで提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含まれます）については、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。

本事業への応募にあたっては、上記のEBPMに関する取組への協力を同意したものとみなします。

（※）政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとするものです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくEBPMの推進は、2017年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後ますます重要性が増していくことが予想されます。

(6) 提出書類の情報の取り扱い

NEDOは、応募書類等の提出書類は審査のために利用します。

また、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿って定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の一部である研究経歴書（CV）については、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。

なお、e-Radに登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

◆事業運営及び実施に係る各種手続き

(1) 事業運営

①全体の運営方針

NEDO は、基本計画及び毎年度策定する実施方針に沿って、本事業を運営します。NEDO が提示する基本計画及び実施方針を必ずご確認ください。

なお、事業の進捗や評価、周辺環境の変化（内外の研究開発動向、政策動向、市場動向等）などの状況を踏まえ、事業内容の見直しや事業を中止する場合があります。

②知財・データマネジメント

本事業は、以下に掲載する公募時期に対応した最新の「NEDO プロジェクトにおける知財マネジメント基本方針」を適用するとともに、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール規定）が適用されます。本事業の成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）にご協力をいただく場合があります。

また本事業は、以下に掲載する最新の「NEDO プロジェクトにおけるデータマネジメント基本方針」のうち【委託者指定データがない場合】を適用します。

【参考】NEDO プロジェクトにおける知財マネジメント基本方針

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00002.html

NEDO プロジェクトにおけるデータマネジメントについて

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00003.html

③交付金インセンティブ制度

当該公募で採択された案件は、「交付金インセンティブ制度（物的インセンティブ）」の対象となります。本制度は事業期間中の成果が目覚ましい案件に対して、契約額等に連動した形でインセンティブの付与を行う仕組みです。インセンティブ付与の基準等は、採択決定以降に採択者に対し示します。なお、本制度の適用による契約額の減額や支払い留保等は生じません。

【参考】NEDO「交付金インセンティブ制度」の導入について

<https://www.nedo.go.jp/content/100956873.pdf>

(2) 採択後の各種事務手続き

①NEDO プロジェクトマネジメントシステムの利用

本事業における契約や検査等の事務処理手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただきます。利用に際しては利用規約に同意の上、G ビズ ID を用いた利用申請若しくは利用申請書の提出が必要です。

G ビズ ID の詳細は、G ビズ ID ホームページをご確認ください。

【参考】NEDO プロジェクトマネジメントシステムの利用規約

<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>

G ビズ ID ホームページ

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

②資産の取り扱い

委託業務を実施するために購入し、又は製造した取得資産のうち、取得価額が 50 万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が 1 年以上の資産については、NEDO に所有権が帰属します。なお委託先が、国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人）、大学等（国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校）、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先に帰属します。また委託先は、事業期間終了後、有償により、NEDO 帰属資産を NEDO から譲り受けることとなっています。

(3) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020 年度以降の新規契約又は交付決定について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される 40 歳未満（40 歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該事業の推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書にあらかじめその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

【参考】競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

(4) RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第 6 期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本事業においても RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本事業で、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本事業を通じて知り得る秘密情報を取り扱う RA 等は、NEDO と契約締結又は交付決定する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本事業に直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】第 6 期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

(5) 追跡調査・評価

事業終了後、追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。詳細については、以下ウェブサイトをご覧ください。

【参考】追跡調査・評価の概要

<https://www.nedo.go.jp/content/100931274.pdf>

(6) 研究開発計画の見直しや中止

ステージゲート方式の採用により、研究開発の途中段階で実施内容の見直しや研究開発を中止する場合があります。

(7) 事業化計画書の変更

契約締結後に業務委託契約約款第 27 条第 2 項又は共同研究契約約款第 29 条第 2 項に該当する事象が生じた場合は、速やかに「研究開発成果の事業化計画書」（別添 2）を変更し提出していただきます。

◆法令遵守、研究不正への対応

(1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という）に基づき輸出管理（※）が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許

可を受ける必要があります。

(※) 我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第1及び外為令別表第1に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合、軍事転用されるおそれがある場合(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)又は特定類型(※)に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生や研究者の受入れや、共同研究等の活動の中にも、規制対象となる技術の提供が含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

(※) 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

- c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります(※)。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結又は交付決定時まで、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約・交付決定の全部又は一部を解除する場合があります。

(※) 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

- d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

- ・安全保障貿易管理(全般) <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>)
- ・一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・安全保障貿易ガイダンス(入門編)
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>
- ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

(2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点

- a. 特許出願の非公開に関する制度

事業者は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」(以下「経済安全保障推進法」という。)に基づく特許出願の非公開制度(令和6年5月1日施行)において出願人又は発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます。例えば、以下の点について特

に留意が必要です。

- ・同制度により安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定された出願の機密情報について開示の禁止及び厳格な管理が求められます（経済安全保障推進法第 74 条及び第 75 条）。
- ・また、政令で定める特定技術分野に属する発明は保全対象の発明でないことが明らかとなるまで外国出願（PCT 出願を含む）が禁止されます（経済安全保障推進法第 78 条）。したがって外国出願を行う際には、特定技術分野との関係に十分に留意してください。

これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられ得るため、十分に留意してください。特許出願の非公開に関する制度一般の内容については以下をご覧ください。

【参考】特許出願の非公開に関する制度

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html

b. 同制度に伴う NEDO への技術情報の提示についての留意点

また、特許出願に関する詳細な技術情報であって、以下に該当する場合については、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明の構成を開示する詳細な形では、原則として NEDO に提示してはいけません。公募時に提出する提案書及びその他提出書類もこの考え方に準じますので、十分ご留意ください。

- ・当該特許出願が本制度による保全指定中
 - ・当該特許出願が特許庁による内閣府への送付の要否の選定中（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない特許出願は除く）
 - ・当該特許出願が内閣府による保全審査中
 - ・特許出願を予定している技術情報（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない技術情報は除く）
- ただし、プロジェクトマネジメントにおける必要性等から NEDO が求めた場合には、NEDO が指定する方法で提示する必要があります。

(3) 研究不正への対応

①公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。（※1））及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。（※2））に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

（※1）「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

（※2）「補助金停止等機構達」についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 3 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個

人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)

- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i~iii の措置を講じることがあります。
 - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。
- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

②研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。（※1））及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。（※2））に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

（※1）研究不正指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

（※2）研究不正機構達についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2~10 年間）
 - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1~3 年間）
 - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
 - v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・

所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

【研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口】

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 法務部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号：044-520-5131

（電話の受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分）

E-mail：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト：https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html